

伊勢市の宿泊税導入について

1. 宿泊事業者等への説明会の概要

- (1) 日時 令和8年5月20日(水) 13:30~15:30
(2) 場所 伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 多目的ホール
(3) 出席者 宿泊事業者 32名(30事業者)
その他関係者 18名

※市内の旅館業法に基づく許可施設及び住宅宿泊事業法に基づく届出施設に対し
郵送にて説明会開催の案内を送付

2. 説明会での質問・意見及び回答

(1) 税制度に関すること

【質問・意見】

- ・日帰り観光客が多い中、免税点を導入すると観光客全体に占める宿泊税を負担する割合が更に減り、不公平感が広がる。
- ・観光目的でない方や長期滞在者への免税はないのか。

【回答】

- ・これまでの説明会等で低廉な価格帯の宿泊への配慮を求める声もあり、他市の事例にもある免税点の導入を再検討としました。
- ・長期滞在者の宿泊を伴う誘客は免税ではなく、キャンペーン等の支援で考えます。

(2) 特別徴収事務や負担軽減に関すること

【質問・意見】

- ・OTA利用やカード決済等で事前決済を行うと、実際には特別徴収義務者が売上の一部から宿泊税分の手数料を納めることになる。宿泊事業者としては既に様々な税金を負担しており、新たな税が導入されることに不満を感じている。
- ・宿泊料金を素泊まり料金と食事代等を分ける際には宿泊事業者が判断し、区分した内容をそのまま受理するのか。申告の適正さをどのように考えるのか。
- ・宿泊料金から素泊まり料金と食事代等を分けることは宿泊事業者に多大な事務負担となる。このような手間の有無で特別報償金などを区分してはどうか。

【回答】

- ・宿泊税は宿泊者に負担いただき、宿泊事業者には特別徴収事務をお願いするものです。また、OTA手数料等負担について、宿泊税の税制度として経費として直接補填することは難しいと考えています。宿泊事業者のメリットになる具体的な用途をお示した施策の方向性をもってご協力、ご理解をいただきたいと思います。

- ・素泊まり料金の算出については、申告に基づくことが基本となります。今後、適正な報告をしていない事業者への対応や抑止策を検討します。

(3) 目的・使途に関すること

【質問・意見】

- ・免税点を設定すると宿泊税を負担しない宿泊者や徴収に関連しない宿泊事業者が生じる。補助制度等は負担しない宿泊者や徴収に関連しない宿泊事業者も対象となるのか。
- ・宿泊客や宿泊施設もメリットのある使途を示すことが重要。予算の割合、規模感を次回の説明会等で示してもらえないか。
- ・宿泊税の導入により宿泊者がどの程度増えるかなどの想定はないのか。使途に関して成果を示さないのか。

【回答】

- ・宿泊税の徴収をしていない事業者に対する補助事業については、具体的な制度設計の中で検討することになります。
- ・現時点で個々の事業予算の規模感を説明することは難しいです。これまでのご意見も踏まえ、宿泊者や宿泊事業者にメリットのある事業について検討していきます。
- ・宿泊者数の増加などの観光施策の目標は観光振興基本計画の中で設定したところであり、今後計画の進捗管理で成果も見ていきます。

(4) その他

【質問・意見】

- ・総務大臣の同意の処理基準に関し、同意しない基準の一つとして、「住民の負担が著しく過重になること。」とあるが、「住民」とは誰を指しているのか。宿泊事業者（特別徴収義務者）は入っていないか。
- ・内宮前の市営駐車場に限定し、使用料に上乗せして課税できないのか。
- ・宿泊税の徴収に係る経費は通常の経費として計上しても良いものか。

【回答】

- ・「住民の負担」の住民とは納税者のことを指しており、特別徴収義務者は含まれないと総務省からも回答いただいています。
- ・市営駐車場の使用料は、内宮周辺の交通対策に必要な経費を使用者にご負担いただくものです。市全体の観光振興のため市営駐車場に限定した課税を行ったり、徴収した使用料を伊勢市全体の観光振興に活用することは難しいです。駐車行為に対する課税として太宰府市が市民も含め全市域の駐車行為に対し課税している事例がありますが、目的は観光に特化したものではなく法定外普通税の環境税として市民も同様に負担する仕組みで導入されています。
- ・宿泊税の徴収経費は他の事業経費同様に経費として計上できると聞いています。

3. 意見を踏まえた宿泊事業者への支援や税制度等（案）

（1）宿泊事業者への支援

①宿泊税システム整備費補助金

宿泊税の導入に伴う宿泊事業者のシステム整備等を支援し、事務の電子化を含めた負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図る目的で、一定額を交付します。

〈交付額〉 補助対象事業に係る経費の10/10

〈交付限度額〉 50万円（機器購入費については20万円）

②特別徴収事務報償金

特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生することから、特別徴収事務報償金を交付します。

〈交付額〉 期限内に申告納入された宿泊税額の3.0%

③観光振興に対する協力金

観光施策の周知、PR及び宿泊税を活用した観光施策の検証等に活用するための宿泊者統計データへの活用協力に対して協力金を交付します。

〈交付額〉 対象者に対して、特別徴収事務報償金と同額を想定

（2）免税点の設定

低廉な価格帯の宿泊に対する負担感を考慮し、一定の金額未満の宿泊は課税しないこととする免税点を設定します。（別紙1）

〈免税点〉 1人1泊あたり5,000円*と設定する。 ※いわゆる「素泊まり料金」（税抜き）

（3）宿泊税の使途（案）について

具体的な使途案として便益が市全体に及ぶ事業と宿泊者や宿泊事業者が直接受益者となる事業に分けて整理しました。宿泊者や宿泊事業者が受益者となる使途は毎年度の宿泊税の税収の2割以上の予算として配分することを想定し事業を進めます。また、制度全体の設計を5年間を目安に見直す中で検討を進めます。（別紙2）

4. 税収の見込み

宿泊税収入：806,000千円（5年総額）＋ α

[200円×80.6万人]（※）×5年

※宿泊者数は令和7年の統計に基づき想定し、免税対象者数は全体の9%で仮定しています。

今後の新設を予定している宿泊施設の宿泊税額は「 α 」で表現しています。

5. 今後の予定

令和8年7月以降：宿泊事業者向け説明会の実施、観光関係団体との意見交換、
制度設計・条例案・予算検討

令和8年8月以降：産業建設委員会、総務政策委員協議会へ報告

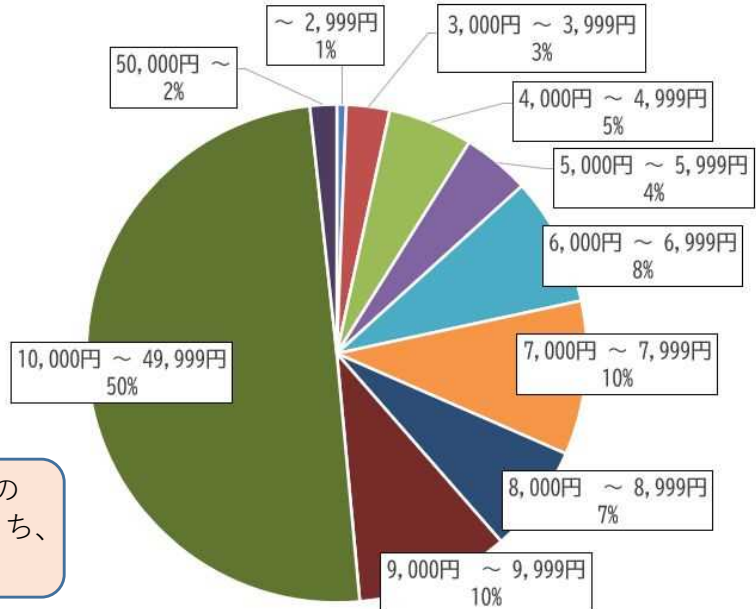
対 象：市内宿泊事業者
 期 間：令和8年4月9日発送～（6月16日集計）
 回答件数：60件 旅館業法 44件（うち、簡易宿所8件）
 住宅宿泊事業法 16件

〈概要〉

- 低廉な価格帯の宿泊が一定割合存在する。
- 簡易宿所・民泊施設については、低廉な価格帯の宿泊割合が高く、簡易宿所・民泊施設の宿泊のうち、**7割程度が5,000円未満**。
 ⇒5,000円を免税点とすることで、低価格帯の宿泊者の負担感を一定程度緩和できる。
- 5,000円未満の宿泊単価の割合は全体の10%未満と過大ではない。

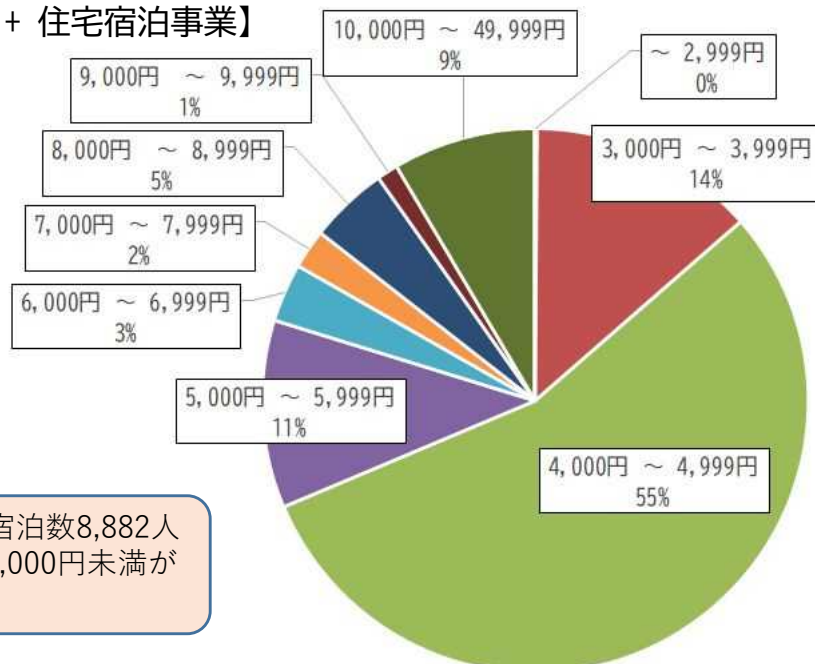
宿泊税に関するアンケート結果（宿泊料金ごとの宿泊者数の割合）

【宿泊施設全体】



回答のあった60施設の
 宿泊数544,001人のうち、
 5,000円未満が9%。

【簡易宿所 + 住宅宿泊事業】



24施設の宿泊数8,882人の
 うち、5,000円未満が
 69%。

1 使途の方向性

観光振興を図る施策に充てることとし、伊勢市が10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用して、好循環を生む施策を実施する

市内宿泊客の増加
伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加
観光客、市民双方の満足度の向上

2 使途の三本柱

伊勢市の使途について、三本柱を掲げ、これらに基づいた取組により、めざすべき方向性の実現に向けた施策を推進していく。

(1) 来訪者の満足度、受入環境の向上

来訪者が、安全に安心して快適に訪れ、移動、宿泊、観光等を円滑に行うことができるよう、案内、交通、休憩、衛生、安全対策等の受入環境の充実を図り、滞在満足度の向上につなげます。

(2) 観光資源の発掘、磨き上げ

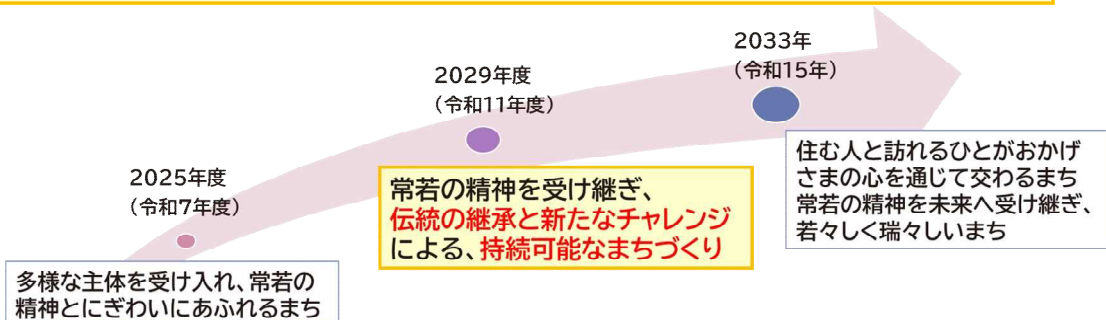
宿泊を伴う滞在の魅力を高める観点から、歴史、文化、自然、食、景観等の地域資源の魅力を発掘し、磨き上げることにより、地域の価値向上、滞在時間の延伸及び周遊の促進につなげます。

(3) 持続可能な観光地づくり

観光に伴う混雑、環境負荷等の課題に対応するとともに、市民生活との調和、関係者の連携、データ活用を進めることにより、宿泊者を含む来訪者を安定的に受け入れる持続可能な観光地としての基盤を整えます。

伊勢市観光振興基本計画に掲げる「ありたい姿」

常若の精神を受け継ぎ、
伝統の継承と新たなチャレンジによる、持続可能なまちづくり



3 具体的な施策（案）

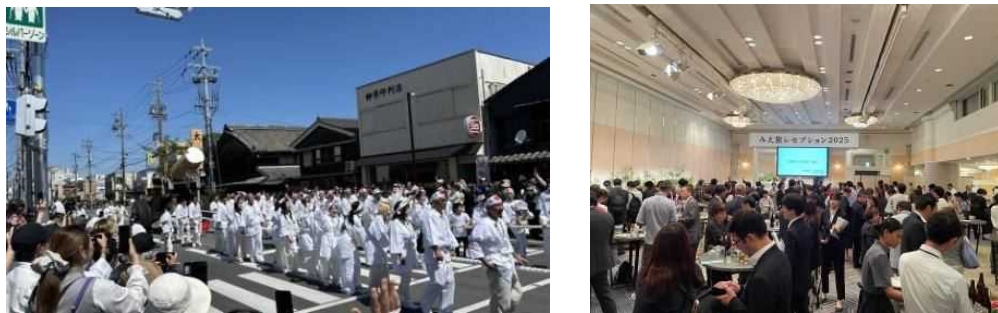
①主要駅周辺の受入環境の向上

- 伊勢市駅周辺での手荷物預かり機能について拡充します。
- 伊勢市駅・宇治山田駅および二見浦駅周辺の歩いて楽しめる観光を進めるため、中長期的な視点をもった回遊性のある整備に取り組みます。



②ご遷宮の好機、物語性を生かした誘客

- ご遷宮の好機、物語性、ご縁を生かし、首都圏や欧米を中心にターゲットを定めたPR、情報発信による認知度向上と効果的な誘客を行います。



③市内周遊促進事業

- 伊勢市歴史博物館と市内の重要な文化財や食文化を生かした観光資源としての連携や体験・ガイドコンテンツの拡充等を進めます。
- ライドシェアやサイクルツーリズムの推進など、二次交通の充実に取り組みます。
- 自然環境を生かした観光資源として、二見浦内の松林の適切な保全や登山道の受入環境整備等による朝熊山の魅力向上に取り組みます。



④安全安心かつ快適な宿泊促進事業

- 宿泊者が被災した際に必要な簡易トイレ・非常用電源等の備蓄・準備に必要な支援事業を創設します。
- 宿泊施設のインバウンド対応、バリアフリー対応等の改修・修繕、設備の適切な更新を行うための補助事業を創設します。



⑤一年を通じた宿泊型観光推進事業

- 観光の時期・時間・場所の分散や長期滞在、再来訪促進のため、OTAや旅行会社と連携した宿泊促進型の誘客キャンペーンを実施します。
- インバウンド向け旅行会社へのセールス強化のため、宿泊施設の「ウリ」の調査を行い、宿泊商品の販売を促進します。
- 宿泊者向け観光パンフレットの拡充を図ります。



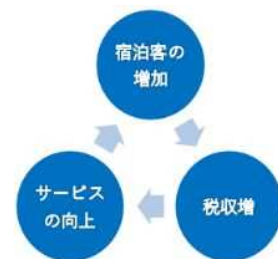
⑥特別徴収事務報償金・観光振興協力金

- 特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生することから、特別徴収事務報償金を交付します
- 宿泊者への観光施策の周知、PRや統計データへの提供など、観光振興への協力に対する協力金制度の導入を検討します

⑦観光事業者提案事業

- 宿泊施設を含む市内観光関連団体等から事業提案を募集し、目指すべき方向性と一致するものを事業化する。

10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用し、好循環を生む施策に取り組み、地域経済の活性化、好循環化を図ります。



※現段階で想定されるものを例示しています。観光を取り巻く状況、求められる施策は常に変化するため、活用する事業は毎年度検討し、決定します。

令和9年度職員採用について

1 後期試験

(1) 募集職種及び募集人数

募集職種	後期試験	受験資格 (年齢要件)	(参考) 前期試験
	募集人数		募集人数
事務職	2人程度	今年度18歳～39歳	3人程度
事務職(障がい者対象)	1人程度	今年度18歳～56歳	1人程度
土木技術職	1人程度	今年度18歳～39歳	1人程度
建築技術職	1人程度	今年度18歳～39歳	—
保健師	—	今年度21歳～39歳	3人程度
保育士	—	今年度20歳～39歳	2人程度
業務員(障がい者対象)	1人程度	今年度18歳～56歳	—
上下水道技能労務職	1人程度	今年度18歳～39歳	—
消防職	1人程度	今年度18歳～29歳	—
計	8人程度		10人程度

(2) 募集期間

令和8年8月1日～令和8年8月26日

(3) 受験方式及び第1次試験実施日

- ・一斉試験方式 令和8年9月20日
 - ・テストセンター方式 令和8年9月16日～令和8年10月4日
- ※事務職(障がい者対象)、業務員(障がい者対象)、建築技術職及び消防職は一斉試験方式のみ

2 その他(参考)

■随時採用試験

- ・募集職種及び募集人数 作業療法士 1人程度
- ・受験資格(年齢要件) 今年度21歳～44歳

■公務員経験者対象

- ・募集職種及び募集人数 土木技術職 1人程度
- ・受験資格(年齢要件) 今年度24歳～45歳